

第14回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年8月23日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年8月23日（月）午前10時00分から午前11時18分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男、4番 大関 孝男

6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

- その他
- ・農地パトロールについて
 - ・下限面積の見直しの件について
 - ・農地利用の最適化推進に関する意見及び令和4年度農業施策並びに予算に関する要望書の提出について
 - ・農作業標準料金表の改定について

(事務連絡)

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子、農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一

7. 会議の概要

令和3年8月23日(月)【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第14回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名ですが、刀川委員さんが所用により少し遅れるとのことです。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 みなさん、改めましておはようございます。今スピーカーで放送されていますけど県内のコロナの陽性者が毎日200人前後出ています。壬生町でも何人か陽性者が出ておりますので、なんとか感染しないように気を付けたいと思います。8月11日からの大雨の影響で、農業被害が83億円になっております。これから台風の時期にもなってきますので被害の無いようにしていきたいと思えます。あと米も概算金が、コロナで外食産業が影響を受けて、在庫が210万トンもあるということで。富山県ですか、コシヒカリを2,000円も下げたようです。今日は刀川委員がお葬式関係で、少し遅れるということですが、ご協力いただいてスムーズに進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、7番 琴寄成人 委員、8番 清水利通 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書 1ページをご覧ください。

- ・ 7月29日(木) 壬生町企画委員会が、正庁会議室で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 8月18日(水) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室と現地で行われ、琴寄成人農業委員・清水利通農業委員・早乙女誠農業委員・宇賀神 尚係長・齋藤純一主任と私が出席いたしました。
- ・ その他に
- ・ 8月4日に国民健康保険運営協議会総会が開催予定でしたが、中止となりました。清水利通委員が、出席予定でした。
- ・ 8月11日に食育推進協議会が開催予定でしたが中止になりました。早乙女誠委員が出席予定でした。
- ・ 干瓢生産流通推進協議会総会が書面決議で行われました。梁島源智会長が役員になっております。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。申し訳ありませんが2ページにつきまして、記載内容に変更がありましたので、差し替え分をお配りさせていただきました。8月5日、木曜日締切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (中泉) 貸付地 2 6 1 ㍍

譲受人 _____ (中泉) 借受地 2 7 1 ㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	2 3 2 1 ㍍
壬生町大字 _____	畑	1 9 7 3 ㍍
壬生町大字 _____	畑	1 4 5 9 ㍍
壬生町大字 _____	畑	8 9 0 ㍍
壬生町大字 _____	畑	2 0 6 9 ㍍
壬生町大字 _____	畑	1 4 3 8 ㍍
壬生町大字 _____	畑	7 5 9 ㍍
壬生町大字 _____	田	2 8 2 1 ㍍
壬生町大字 _____	畑	9 8 6 ㍍
壬生町大字 _____	畑	4 2 9 ㍍
壬生町大字 _____	畑	2 7 1 5 ㍍
壬生町大字 _____	畑	2 5 4 2 ㍍
壬生町大字 _____	畑	9 2 5 ㍍
壬生町大字 _____	畑	2 0 0 3 ㍍
	合計	2 3 3 3 0 ㍍

贈与による所有権移転 稼動3人

第2項

譲渡人 _____ (神奈川県) 自作地 3 4 畝

譲受人 _____ (星の宮) 自作地 9 3 畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1 0 2 3 m²

売買による所有権移転 _____ 円 稼動 1 人

第3項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地 4 2 畝

譲受人 _____ (福和田) 自作地 6 5 畝 借受地 1 1 3 畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 5 9 5 m²

売買による所有権移転 _____ 円/1 0 a 稼動 3 人

第4項

譲渡人 _____ (台宿) 自作地 8 2 畝 借受地 4 畝

譲受人 _____ (台宿) 自作地 1 5 6 畝 貸付地 2 2 畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 6 5 1 m²

交換による所有権移転 稼動 4 人

第5項

譲渡人 _____ (台宿) 自作地 1 5 6 畝 貸付地 2 2 畝

譲受人 _____ (台宿) 自作地 8 2 畝 借受地 4 畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 6 5 1 m²

交換による所有権移転 稼働1人

第6項

譲渡人 _____ (車塚) 自作地 27畝 貸付地 49畝

譲受人 _____ (三好町) 自作地 170畝 借受地 99畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 6 4 9 m ²
壬生町大字 _____	畑	4 8 6 m ²
	合計	2 1 3 5 m ²

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第7項

譲渡人 _____ (千葉県) 自作地 12畝 借受地 9畝

譲受人 _____ (本郷) 自作地 227畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	6 7 7 m ²
壬生町大字 _____	畑	5 5 5 m ²
	合計	1 2 3 2 m ²

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働5人

第8項

譲渡人 _____ (安塚一) 自作地 12畝 貸付地 21畝

譲受人 _____ (安塚一) 自作地 218畝 借受地 23畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	7 0 m ²
-------------	---	--------------------

贈与による所有権移転 稼働1人

以上、第1項から第8項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長　それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　4番　大関孝男　委員

●4番　大関　孝男　委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項案件について8月15日に、譲渡人、_____氏、譲受人、_____氏立会いのもと、篠原正明　農業委員、臼井正敏　推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域との関係について現地を確認しましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1から7の項目について確認しましたが、問題の生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長　ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　2番　大橋　好一　委員

●2番　大橋　好一　委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

それでは第2項案件について説明をいたします。8月17日に、譲受人_____さん、高橋宏治 委員と私と、戸崎浅一 推進委員とで現地を確認いたしました。

この土地は以前から、_____さんの親の代から借りて作付けをしている農地です。

チェックシートに従い確認いたしましたがいずれも問題の生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和も取れているので問題はないと思われま

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について去る8月17日に、譲受人、_____氏立ち会いのもと、清水利通 委員、鈴木 良一 農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域の関係について確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番の項目を確認しましたが、何も問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくご審議お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項案件について報告します。去る8月21日に、代理人_____の_____氏立会いのもと、早乙女 誠 委員とともに現地調査を行い、チェックシートに従い1番から7番までを確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れがなく、地域調和の要件を満たしておりました。よろしくご審議ください。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項案件についても、第4項と同じ日時、同じ内容で現地調査を行いました。いずれも問題を生ずる恐れがなく、地域との調和を満たしておりました。ご審議お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

第6項の案件について去る8月17日に、譲受人、_____氏立ち会いのもと、清水 利通 委員、鈴木 良一 農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域の関係について確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番の項目を確認しましたが、何も問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくご審議お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員

補足なんです。この地目が畑になっていますが、この土地は土地改良区内の土地なんです。現況は水田、田んぼになっていますので、そういう状況の中での確認になりました。その辺で何か問題がなければと思って、一応報告に追加させていただきます。

○議長 これは問題ないですよ。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。問題はないです。

○議長 他にございますか。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

7項案件について発表いたします。去る8月12日に、譲受人_____さんの親である_____さんの立会いのもと、私と刀川 正己 委員、青木 幸一 推進委員の3人で現地確認をいたしました。チェックシートに基づき確認をいたしました。が、なんら問題を生じる恐れはないと確認いたしましたので、ご審議をお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員 (8項の現地調査の結果並びに補足説明)

8項の案件につきまして、去る8月18日、譲渡人_____さんの立会いのもと、私と琴寄 成人 委員、中川 義人 推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。こちらは議案第2号第3項の農地法第5条許可の案件に関連するものでございます。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしております。ですので問題はないことをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書5ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。8月5日木曜日の締切り時点で5件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸 人 _____ (中泉)

借 人 _____ (六美町北部)

_____ (六美町北部)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 499㎡

自己用住宅敷地 30年間の使用貸借権設定

第2項

賃借人 _____ (助谷原)

賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 4076㎡

園芸用土採取 1年間の貸借権の設定

第3項

貸 人 _____ (安塚一)

譲渡人 _____ (安塚一)

借人及び譲受人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 429㎡

壬生町大字 _____ 田 70㎡

合計 499㎡

自己用住宅敷地 20年間の使用貸借権の設定及び贈与による所有権移転

第4項

賃貸人_____ (西部)
_____ (北原)

賃借人_____ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字_____ 畑 1930㎡
壬生町大字_____ 畑2376㎡のうち78.91㎡

合計4306㎡のうち2008.91㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

第5項

賃貸人_____ (中泉)
_____ (高根沢町)
_____ (中泉)

賃借人_____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字_____ 畑1778㎡のうち378.85㎡
壬生町大字_____ 畑 624㎡のうち269.84㎡
壬生町大字_____ 畑1133㎡のうち952.50㎡

合計3535㎡のうち1601.19㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第5項案件につきましては、先月許可を受けた案件と同じ事業となります。隣接地の所有者に同意をもらいに行った際に、自分の土地もやってくれと依頼を受けたことから、今回面積拡張の申請となっております。手続きにつきましては、今回追加する部分は5条の新規案件になりまして、前回許可されたところと今回の追加部分を合計した変更後のものを事業計画の変更として、議案第3号で審議します。以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 清水利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、8月18日(水)、私と琴寄成人委員、早乙女誠委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の6名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請、第1項案件についてご報告いたします。

申請地は、 公民館から南に約300mに位置する農地で、第1種農地に該当します。事業計画書によると、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、子供が産まれたことから、戸建住宅の建築を検討しており、将来両親の面倒を見ることを考え、実家に近い申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1所農地であります。集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員

 は農業集落排水が入っているんじゃないの？なんで合併浄化槽なの？

○議長 は全戸は入っているの？

●4番 大関 孝男 委員

入っているはず。 と一緒だから。

●事務局 宇賀神農地調整係長

農集排でやるとは言ってなかったですね。申請は合併浄化槽で処理ということで書いてありまして、農業集落が入っているのをこちらでも把握していなかったの、

それは聞いてなかったです。そこを確認してみます。

●8番 清水 利通 委員

今回ののは屋敷つづきだからね。地続きで本家の西側なんだよね。高低差がかなりあるので、1m50cmくらい低いね。

○議長 引き込みって言うのはどのくらい費用はかかるの？

●4番 大関 孝男 委員

道路から引き込むだけで、20万、30万かかるんじゃないかな。

○議長 距離があるとそれ以上にかかっちゃうんだよね。

●4番 大関 孝男 委員

そこからまた家の中を通すとまたお金がかかる。

●8番 清水 利通 委員

現地調査の時、そこまで確認してこなかったの、事務局の方で改めて確認してください。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。確認します。

○議長 改めて確認したら連絡をしてください。

●8番 清水 利通 委員

報告のまま、現地は見てきました。ということで。

●事務局 宇賀神農地調整係長

図面の方にも合併浄化槽でやるような計画になっているのですが、なにか理由があるのかもしれないので、これはちょっと確認してみます。

○議長 一応参考までに確認しておいてください。
ほかに発言はございますか。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件について報告させていただきます。

申請地は、__の__から西に約200mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土は自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金約__万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、8月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい

たします。

●8番 清水 利通 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は、___小学校から北に約450mに位置する農地で、第2種農地に該当します。事業計画書によると、申請人は、現在宇都宮市のアパートで生活していますが、家族が増える予定があることから戸建住宅の建築を検討しており、子育ての面から、実家に近い申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において代替性のないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、___古墳から南東に約400mに位置する農地で、第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。

採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土は(有) _____ から調達予定であります。事業資金約 _____ 万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (5項案件について報告)

次に第5項案件について説明いたします。

申請地は、___公民館から北東に約500mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地になります。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2.2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土の出荷先、埋戻し用土の調達元は共に、壬生町内の_____となります。事業資金___万円については自己資金で対応します。なお、_____としての園芸用土採取での転用実績はありませんが、代表取締役の_____氏は個人として園芸用土採取の実績があり、前回地の農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守るこ

とについて厳重に指導し、賃借人も遵守と約束します。したがって、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書6ページ、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。8月5日木曜日締切りの時点で2件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人_____ (東原)

賃借人_____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字_____ 畑 1 2 2 5 7 ㎡

園芸用土採取を目的として、令和2年8月31日付で、農地転用の許可が出ておりますが、今回令和4年8月30日までの期間延長の申請となっております。

第2項

賃貸人 _____ (中泉)

_____ (高根沢町)

_____ (中泉)

賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑1778㎡のうち1569.25㎡

壬生町大字 _____ 畑 624㎡のうち 594.94㎡

壬生町大字 _____ 畑1510.85㎡のうち379.8㎡

壬生町大字 _____ 畑1133㎡のうち 952.50㎡

合計5045.85㎡のうち3496.49㎡

園芸用土採取及び搬出入路を目的として、令和3年7月20日付で、農地転用の許可が出ておりますが、今回、採取面積拡張の申請となっております。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 清水利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ8月18日(水)に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告いたします。申請地は _____ 公民館から西に約200mに位置し、農振農用地になります。令和2年8月31日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。

理由書によると、鹿沼土・赤玉土の品質が悪く、売却に時間を要し、工事の進捗に遅れが生じたことから、1年間の期間延長をしたいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題ではなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

5条許可申請の第5項案件と同じ案件になります。

令和3年7月20日付で園芸用土採取のための一時転用の許可をうけております。理由書によると、前回許可となった採取地の周辺土地所有者から新たに園芸用土採取の同意が得られたことから採取面積拡張の申請をしたいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書7ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、本日お配りした追加の資料になります。新規賃借権分は、1件、8筆、面積合計が7,957㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書8ページのとおり、4件、9筆、面積合計が7,924㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書9ページのとおり、1件、1筆、面積が596㎡となっております。

次にこちらも本日お配りした追加の資料になります。所有権移転について、1件9筆、面積合計が3,914㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の10ページに2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりますので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（1項案件について報告）

1項の現地調査について報告いたします。7月9日に、戸崎 浅一 推進委員とともに現地調査をいたしました。平成10年10月からということで、周りを塀で囲んであり、中は植木場になっている状況であります。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（2項案件について報告）

8月2日に、福和田の鈴木 良一 推進委員と、宇賀神係長と私の3名で現地確

認をしました。昭和45年頃から隣接している北側の山林の進入路として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の11ページに5件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次にその他についてお願いします。
事務局から説明をお願いします。

●事務局 宇賀神農地調整係長 説明

今年も農地パトロールの時期となりました。お忙しい所、大変恐縮ですがご協

力をお願いいたします。例年9月中の実施をお願いしているところですが、今年度は耕作放棄地に関する国の調査が変わりまして、その締切り等の関係で、9月前半を目安に農地パトロールを実施していただきたいと思います。地図と資料を用意しましたので、総会終了後に地区ごとにお配りしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長 では、総会終了後、地区ごとに集まって、日程を決めていただきたいと思います。他にありますか。局長の方で。

●事務局 局長 説明

7月の総会で、別段面積の一覧表の枠外にあった、小山市、足利市の「空き家に付随する農地について、内規で定めている」については、取り寄せたところ取扱基準ということでした。

お配りしている資料のとおり、各市町の取扱基準を簡単にまとめたものと、手続の流れを作りましたので、今後参考にしたいと思います。

この件については、あとで、日を改めて協議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、会長の朝の挨拶にもありましたが、新型コロナウイルスの関係ですが、今月初めに、栃木県版緊急事態宣言がなされ、また、17日には政府の緊急事態宣言地域が拡大され、栃木県も含まれました。壬生町では今日の新聞では累計で159人の陽性者なんですけれども、今後も、さらなる感染症防止の徹底、マスク・手洗い・うがいの励行、「3密」となる、「密閉」「密集」「密接」の回避、不要不急の外出の自粛、室内の常時喚起、大人数での会食の自粛などを引き続きお願ひします。

●事務局 岡 主幹 説明

その他の資料の2、「農地利用の最適化推進に関する意見及び令和4年度農業施策並びに予算に関する要望書の提出について」なんですけど、毎年、農業委員会より町に対して要望書の提出を行っております。今年も例年通り、予算編成前に要望書の提出を予定しておりますので、要望がありましたらお配りした用紙に記入いただき、9月15日までに事務局に持参していただくか、ファックスで提出をお願いいたします。これを来月の総会の時に町への要望素案として審議いただき、10月に要望書を提出させていただきたいと考えておりますが、コロナの関係もありますのでこういった形がいいのかも含めて、提出準備を進めてまいりたいと考えております。

次に3の「農作業標準料金表の改訂について」なんですけど、現在町の農作業料金

表というのを、資料として添付してありますが、この料金表は改訂されてから10年以上経過しております。近隣の10市町の料金表を調べさせていただき、資料の最後のA3版2ページが、近隣市町の料金表となっております。市町によっては税込みだったり税抜きだったりしてしまっていて、見づらいかと思います。資料の平均額というのが壬生町を除いた10市町の税抜きの平均額になります。その内容を見ましても、壬生町はかなり前に作成されたことから、平均額よりは10%以上開きがあるものについては、平均額を取り、平均額に合わせるような形で、案を作成してみました。令和3年度改訂案ということですので、ご覧いただきながらご意見等ありましたらお伺いしたいのですが。

○議長 どうですか。標準料金ですが、こうした方がいいんじゃない、というのはありますか。

●9番 早乙女 誠 委員
全体的に壬生町は安いんだね。

●事務局 岡主幹
平均額に合わせるような形で作ったのですが。

○議長 この耕起の1回目、4,500円、2回目、3,200円というのは、2回目は安くないですか。

●1番 刀川 正己 委員
耕起だからロータリーじゃないの。1回目は堅いから高く設定されている。

●9番 早乙女 誠 委員
西の方は砂利ばかりだから。

●8番 清水 利通 委員
昔と違って、作業委託というのは少なくなっているね。そういうのを頼むのであれば、全面的に委託しちゃった方がいいのだけれど。

●7番 琴寄 成人 委員
これは自治会に回覧したらまずいですか。

○議長 これは自治会に回すのでしょうか。しばらく回っていないですよ。

●事務局 岡主幹
回してはいないですね。

●8番 清水 利通 委員

もう10年経っているから、回ってはいないでしょう。

●9番 早乙女 誠 委員

この値段で回されたんじゃやっていけないよ。

○議長 そうですか。じゃあ、どの部分を見直しますか。

●9番 早乙女 誠 委員

まず耕起。1町歩とかならいいけど、5畝とか1反分とかなら、できないですね。

○議長 営農集団なんかは、手間抜きで4,000円、手間込みで5,000円から6,000円ですね。確かに手間代というのは安くないですからね。

●8番 清水 利通 委員

たしかにオペレーター代だからね。

●1番 刀川 正己 委員

この改定案は手間込みの表示ですか。

○議長 手間込みです。

●事務局 岡主幹

あくまで平均を出しただけなので。各市町でも状況は違うと思いますし。

●8番 清水 利通 委員

1回目、2回目関係なくやったらいいんじゃないの。

●7番 琴寄 成人 委員

一応この料金表に書いてある金額なんだけど、最終的には相対ですよ。ね。ならば、自治会で回覧してもいいのでは。

●8番 清水 利通 委員

トータルして1回目にやれば2回目も同じ人に頼むんだから、1回目も2回目も関係なく、いくらってしたほうがいいんじゃないですか。

○議長 そうですね。5,000円くらいでいいんじゃないの。

●事務局 岡主幹

それでは、耕起は1回目、2回目というのは、なしということで、5,000円

でやりたいと思います。他に直した方がいいと思う金額はありますか。

●4番 大関 孝男 委員

畦塗も入れておいた方がいいんじゃないの。

●7番 琴寄 成人 委員

畦塗はメートルでやってるんだよな。

○議長 メートル100円以上だと、50メートルで5,000円。仕方ないんじゃないですかね。

●1番 刀川 正己 委員

100メートルで10,000円だね。

○議長 だいたい150メートルくらいでしょ。ぐるっと回るといくらになるんだろう。

●8番 清水 利通 委員

1反分10,000円も取っているの。

●2番 大関 孝男 委員

上田の方はだいたいそのくらい取っています。

●8番 清水 利通 委員

基準をつくってもらったほうがいいのですが。メートルで。

○議長 メートル100円でいいのではないですか。下の方だけという人もいるし、全部という人もいるし。

●2番 大橋 好一 委員

理想はだよ。1反歩ぐるっと回ったって200メートルくらいだろ。そうすると1メートル50円。だから1反分四隅まで回ればちょうど10,000円。

●1番 刀川 正己 委員

だいたい200メートルになっちゃうんだからね。

○議長 たしかに大橋委員の条件と、早乙女委員の条件というのは違うからね。砂利場だからね。

●8番 清水 利通 委員

区画整理している所としていない所とかね。